

土木工事監督技術基準（案）

（目的）

第1条 この技術基準は、沖縄県土木建築部工事監督要領第3条第3項に基づき、土木建築部（宮古支庁及び八重山支庁の土木建築課を含む）の所掌する工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条

- (1)「監督」………契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2)「監督職員等」……監督職員とは、主任監督員、現場監督員を総称していう。
監督職員等とは、監督職員及び監督補助員（置いている場合）を総称していう。
- (3)「監督の方法」……監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握）を総称していう。
 - 指 示………監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - 承 諾………契約図書で明示した事項で、請負者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
 - 協 議………書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
 - 通 知………監督職員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - 受 理………契約図書に基づき請負者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
 - 確 認………契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場若しくは請負者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、請負者に対して認めることをいう。
 - 把 握………監督職員等が臨場若しくは請負者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、請負者に対して認めるものではない。
 - 立会い………契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場し、内容を確かめることをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄は下記のとおりとする。

契・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約書

共仕・・・・・・・・・・・・・・・・・・土木工事共通仕様書

適正化法・・・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

適正化指針・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 施工体制の把握</p>	<p>契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</p> <p>請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p> <p>「工事現場における適正な施工体制の確保等について」(平成14年8月13日付け、土技第502号)「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について」(平成13年8月6日付け、土技第376-1号)「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年8月6日付け、土技第378号)により現場における施工体制の把握を行う。</p>	<p>契 第 10 条 共仕第1編1-1-2</p> <p>共仕第1編1-1-6</p> <p>適正化法 第14条 適正化指針 4(3)</p>

<p>(4) 契約書及び設計図書に基づく指示承諾、協議、受理等</p>	<p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p>	<p>契 第 9 条 共仕第1編1-1-8</p>
<p>(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p>	<p>契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は請負者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当者等の承認を受ける。なお必要に応じて、設計担当者等の立会いを求めることができる。</p> <p>前項の調査結果を請負者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	<p>契 第 18 条 共仕第1編1-1-3</p> <p>契 第 18 条</p>
<p>(6) 変更設計図面及び数量等の作成</p>	<p>一般的な変更設計図面及び数量について、請負者からの確認資料等をもとに作成する。</p>	<p>契 第 18 条 共仕第1編1-1-17</p>
<p>(7) 関連工事との調整</p>	<p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を請負者に対し指示を行う。</p>	<p>契 第 2 条</p>
<p>(8) 工程把握及び工事促進指示</p>	<p>請負者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>契 第 11 条 共仕第1編1-1-30</p>
<p>(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知</p>	<p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第44条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p>	<p>共仕第1編1-1-18</p>

<p>(10) 契約担当者等への報告</p> <p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p> <p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p> <p>3) 不可抗力による損害の調査及び報告</p> <p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> <p>5) 部分使用の確認及び報告</p>	<p>工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者等へ報告する。</p> <p>請負者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者等へ報告する。</p> <p>工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。</p> <p>天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当者等へ報告する。</p> <p>損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者等へ報告する。</p> <p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当者等へ報告する。</p>	<p>契 第 20 条 共仕第1編1-1-16</p> <p>契第17~21条 契 第 44 条</p> <p>契 第 27 条</p> <p>契 第 29 条 共仕第1編1-1-45</p> <p>契 第 29 条</p> <p>契 第 28 条</p> <p>契 第 34 条 共仕第1編1-1-28</p>
--	---	--

<p>6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告</p>	<p>中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当者等へ報告する。</p>	<p>契 第 35 条</p>
<p>7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告</p>	<p>部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当者等へ報告する。</p>	<p>契 第 38 条</p>
<p>8) 工事関係者に関する措置請求</p>	<p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者等への措置請求を行う。</p>	<p>契 第 12 条</p>
<p>9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p>	<p>契約書第46条第1項及び第47条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者等に対して措置請求を行う。</p>	<p>契 第 48 条 契 第 49 条</p>
	<p>請負者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者等へ報告する。</p>	<p>契 第 50 条</p>
	<p>契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当者等へ報告する。</p>	<p>契 第 51 条</p>
<p>2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等</p>	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 工事基準点の指示 既設構造物の把握</p>	<p>共仕第1編1-1-43</p>

	支給（貸与）品の確認	共仕第1編1-1-19
	事業損失防止家屋調査の立会い	
	請負者が行う官公庁等への届出の把握	共仕第1編1-1-41
	工事区域用地の把握	契 第 16 条 共仕第1編1-1-10
	その他必要な事項	
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。	契第13～14条 共仕第1編第2章第2節
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	契 第 14 条
(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	設計図書に示された施工段階において別表1に基づき、臨場等により確認を行う。	共仕第1編1-1-22
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、別表2に基づき適宜臨場等により把握を行う。	

<p>(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握</p>	<p>建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、請負者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	<p>共仕第1編1-1-21</p>
<p>(7) 改造請求及び破壊による確認</p>	<p>工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p>	<p>契 第 9 条</p>
	<p>契約書第13条第2 項若しくは第14条第1 項から第3 項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>契 第 17 条</p>
<p>(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し</p>	<p>設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当官等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p>	<p>契 第 15 条</p>
	<p>前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>契 第 15 条</p>

<p>3. 円滑な施工の確保</p> <p>(1) 地元対応</p> <p>(2) 関係機関との協議・調整</p>	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p>	
<p>4. その他</p>		
<p>(1) 現場発生品の処理</p>	<p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p>	<p>共仕第1編1-1-20</p>
<p>(2) 臨機の措置</p>	<p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対し臨機の措置を求める。</p>	<p>契 第 26 条</p>
<p>(3) 事故等に対する措置</p>	<p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、事務所担当課に報告する。</p>	<p>共仕第1編1-1-35</p>
<p>(4) 工事成績の評定</p>	<p>主任監督員及び現場監督員は、工事完成のとき沖縄県土木建築部工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。</p>	<p>共仕第1編1-1-25-4</p>
<p>(5) 工事完成検査等の立会</p>	<p>原則として主任監督員、現場監督員は工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査の立会いを行う。</p>	<p>共仕第1編1-1-25-4</p>
<p>(6) 検査日の通知</p>	<p>工事検査に先立って、契約担当者等の指定する検査日を請負者に対して通知する。</p>	<p>共仕第1編1-1-25-3</p>

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		フル-ジョーリング 実施時	フル-ジョーリング 実施状況	1回 / 1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
パーカドレン 工	サンドドレン 袋詰式サンドドレン パーカドレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク 攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 + 一般：1回 / 150枚 重点：1回 / 100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板 + 一般：1回 / 75本 重点：1回 / 50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭 + 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	試験杭 + 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
場所打杭工	リバス杭 オルケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭 + 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度 / 1 構造物 重点：60%程度 / 1 構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭 + 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回 / 3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回 / 1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回 / 3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回 / 3本 重点：全数
オプナーソ基礎工 ニューマチックソ 基礎工		鉄杵据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回 / 1 構造物
		本体設置前(オプナーソ)	支持層	
		掘削完了時(ニューマチックソ)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回 / 1ロット
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭 + 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回 / 1 構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1 法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1 法線

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回 / 1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回 / 1工事
重要構造物 函渠工 （樋門・樋管を含む） 躯体工 （橋台） RC躯体工 （橋脚） 橋脚フチ工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回 / 1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度 / 1構造物 重点：60%程度 / 1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回 / 1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回 / 1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度 / 1構造物 重点：60%程度 / 1構造物
鋼 橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	キャンパ -、寸法等	一般：——— 重点：1回 / 1構造物
ポストテンション(1)桁 製作工 プレキャストブロック桁 組立工 プレキャスト桁製作工 PCホド-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し出し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度 / 総ケーブル数 重点：10%程度 / 総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10%程度 / 総ケーブル数 重点：20%程度 / 総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時（工場製作を除く）	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度 / 1構造物 重点：60%程度 / 1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変更毎）	吹き付けコンクリート厚、 ブロック打ち込み本数及び長さ	1回 / 支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回 / 構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回 / 構造の変化毎の頻度の多い方 重点監督：地山等級がD,Eのもの 一般監督：重点監督以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回 / 200m以上臨場により確認
トンネルバ - ト工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回 / 構造の変化毎
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

別表2

施工状況把握一覧

一般：一般監督
重点：重点監督

1 / 2

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
オープン基礎工 ニューマチック基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回 / 1 構造物 重点：1回 / 1 ロット
場所打杭工	リブ-ス杭 オルシク杭 アストリル杭 大口徑杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回 / 1 構造物 重点：1回 / 1 ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工 (橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フィング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回 / 1 構造物 重点：1回 / 1 ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回 / 1 構造物 重点：1回 / 1 ロット
ポストテンション(1)桁 製作工 プレム 桁製作工 PC和-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し箱桁 製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回 / 1 構造物 重点：1回 / 1 ロット
トンネル工		施工時(支保工変更毎)	施工状況	一般：1回 / 支保工変更毎 重点：1回 / 支保工変更毎 ただし、最低10支 保工毎 重点監督：地山等級が D,Eのもの 一般監督：重点監督以外
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回 / 1 工事 重点：2 ~ 3回 / 1 工事
舗装工	路盤、表層、 基層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況、 天候、気温、舗設温度	一般：1回 / 1 工事 重点：1回 / 3000m ²

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回 / 1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回 / 1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回 / 1工事
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注)・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。

- ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。
- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

《 参 考 》

重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。(重点監督という。)
なお、対象工事は下記のイ～二のとおりとし、契約後すみやかに監督職員が適用工種を定めるものとする。

- イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

- ロ 施工条件が厳しい工事
 - ・現道上及び、最大支間長100m以上の橋梁工事
 - ・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
 - ・道路等の重要構造物の近接工事
 - ・砂防ダム(堤体高30m以上)
 - ・軟弱地盤上での構造物
 - ・場所打ちPC橋
 - ・共同溝工事
 - ・ハイピア(躯体高30m以上)

- ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
 - ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
 - ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

- ニ その他
 - ・契約担当者が必要と認めた工事